

社会福祉法人長久手市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人長久手市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて別表1の通り報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のため、理事会及び監事監査以外の会議等で市外に出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による区分に応じて定める時期とする。

- (1) 会長及び副会長については、毎月23日とする。ただし、その日が金融機関の休業日にあたるときは、前営業日とする。
 - (2) その他の理事及び監事については、理事会等の会議及び監事監査に出席した月の翌月23日とする。ただし、その日が金融機関の休業日にあたるときは、前営業日とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

- | | | |
|------------|--------------------------|----------|
| (1) 会長 | 月額 | 100,000円 |
| (2) 副会長 | 月額 | 5,475円 |
| (3) その他の理事 | 日額 | 7,300円 |
| | ※理事会への出席1日あたり | |
| (4) 監事 | 日額 | 7,300円 |
| | ※監事監査及び理事会・評議員会への出席1日あたり | |